

# 避難所における感染症対策指針

令和5年5月

井原市危機管理課

## はじめに

### 【主旨】

本対策指針は、感染症の流行又は終息が見通せない中において、地震や風水害などの自然災害の発生に起因する避難所の開設・運営にあたり、感染予防や拡大防止を迅速かつ適切に実施するため、本市の対策指針について定めるものである。

なお、感染症の種類により具体的な対策内容に差異はあるものの、本対策指針を基本としつつ、感染症の流行度合や関係機関の動向等に応じて弾力的な対応を図ることとする。

### ●避難所での感染拡大を考慮しなければならない感染症

疾患名	症状
新型コロナウイルス	発熱等の風邪症状、呼吸困難、倦怠感、味覚や臭覚の異常など
急性上気道炎	鼻汁、咽頭痛、咳嗽、頭痛、倦怠感など
インフルエンザ	急激な発熱、鼻汁、咽頭痛、咳嗽、頭痛、倦怠感など
肺炎	頑固な咳嗽、膿性喀痰、呼吸困難感、チアノーゼなど
結核	頑固な咳嗽、喀痰、倦怠感、血痰など
膀胱炎	頻尿、排尿時痛など
感染性胃腸炎	嘔吐、下痢、腹痛、発熱など
食中毒	集団で発生する嘔吐、下痢、腹痛、血便など

### ●避難所での感染対策のポイント

1. 各人の感染予防と健康状態の把握に必要となる物品（マスク、体温計など）の調達
2. 衛生状態の改善・維持、感染管理に必要な物品（ハンドソープ、手指消毒液、使い捨て手袋、ペーパータオルなど）の調達
3. 手指衛生、咳エチケットの徹底と、啓発ポスター等の貼付
4. 手指消毒液を出入口やトイレなど多くの人を使用する箇所への複数設置
5. 個人間もしくは家族間の距離の十分（2m程度）な確保
6. 窓あるいはドアを開けた定期的な換気
7. 発熱や下痢など体調の変化が見られた際の係員への連絡の徹底
8. 感染管理上のリスクの定期的な評価、問題点、改善点の把握
9. 治療が必要な感染症患者を搬送する医療機関への連絡体制の構築

以下、感染症対策について規定する。

大規模な風水害や地震が発生し、避難所を開設した場合、避難所での感染リスクを考えなければならない。

については、避難所での感染リスクを軽減するため、本市では、次の対策を実施する。

#### 【対策区分】

1. 避難スペースを確保するための避難所の開設

2. 体調不良者の専用スペースの確保

3. 避難所での感染症対策の徹底

4. 住民への周知と啓発

5. 庁内での事前対策

6. 災害発生時の対応

★当該対策及び当該対策に基づく避難所での対策は、随時見直すものとする。

なお、住民への周知後に見直しが発生した場合には、市ホームページや井原放送などを活用し、最新情報の周知を図るものとする。

## 1. 避難スペースを確保するための避難所の開設

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、可能な限り多くの避難所を開設する。また、開設した避難所内の空きスペースを可能な限り開放する。

(具体的な対策)

- (1) 第1次・第2次開設避難所の準備 ※P10 避難所一覧参照
  - 1地区1避難所を基本として、第1次開設避難所を最大13施設開設する。
  - 第1次開設避難所の収容状況に応じ、第2次開設避難所を最大6施設開設する。
- (2) 災害協定先の避難所6施設の開設要請 ※P10 避難所一覧参照
  - 災害協定先に対し、要請に基づく避難所の開設を依頼する。
- (3) 体育館以外の避難スペース(各教室)の開放
  - 学校施設利用計画上、立入禁止としているスペース以外は、避難スペースとして開放する。

## 2. 体調不良者の専用スペースの確保

避難所内での感染リスクの軽減を図るため、各避難所(災害協定先を除く)に体調不良者が使用する専用スペースを設ける。

(体調不良者とは)

P1に示す「避難所での感染拡大を考慮しなければならない感染症」の感染者または感染の疑いがある者とする。

(具体的な対策)

- (1) 第1次・第2次開設避難所内での専用スペースの設置
  - 対象の19施設では、体調不良者の避難を想定し、専用スペースを設ける。  
ただし、体調不良者が専用スペースの収容人員を超える場合には、施設管理者と協議の上、他の開放スペースを活用し柔軟に対応する。
- (2) 体調不良者の専用スペースの利用方法
  - 避難者同士の間隔を4m程度確保する。
  - 体調不良者でない同一世帯の者については、専用スペースへ誘導する必要はないが、同行希望があれば同行可能。※同一世帯は、全員で一人として扱う

### 3. 避難所での感染症対策の実施

避難所での感染症対策として、次の対策を実施する。

(具体的な対策)

#### (1) 入室前の体調の聞き取りと検温の実施

- 避難スペース（学校では体育館）に入室する前に、体調の聞き取りと検温を実施する。

※体温の測定は、避難者が持参した体温計を使用する。不携帯者は、市が用意した体温計を使用する。

- マスク不携帯者へのマスク配付

※高齢者等重症化リスクが高い方が多く避難する場合は、マスクの着用を推奨する。なお、感染対策上の理由により、避難者にマスクの着用を求めることは、許容される。

#### (2) 受付の実施

- 避難者受付票の記載を依頼

※備考欄には、負傷・病気・特別な配慮など必要な事項があれば記入。

- 振り分け

1) 体調不良者でない場合は、避難スペースへ誘導を行う。

2) 体調不良者の場合は、体調不良者の専用スペースへの誘導を行う。

※体調不良者の専用スペースへ誘導する対象者

①受付で体調不良を申し出た者 ②体温が37.5℃以上の者

③「避難所での感染拡大を考慮しなければならない感染症」の症状がある者

#### (3) 避難者同士の間隔の確保

- 1世帯あたり2m×2m程度のスペースを確保。

- 収容状況に応じ、施設管理者と他の避難スペースの開放を検討する。

#### (4) 十分な換気の実施

- 1時間に10分程度の換気を2回行う。ただし、風雨の状況などを踏まえ実施する。

#### (5) ドアノブ等の消毒の実施

- ドアノブ、スイッチ、手すりなど多くの避難者が触れる箇所の消毒を定期的実施する。

#### (6) 体調不良の申し出の徹底

- 体調不良の申し出を徹底し、体調不良者は、避難所内の専用スペースに案内する。

#### (7) 発熱等の風邪症状がある方の専用スペースの確保

- 体調不良者の避難を想定し、第1次・第2次開設避難所では、専用スペースを確保する。

※【対策区分2】のとおり

## 4. 住民への周知と啓発

広報いばら、市ホームページ及び井原放送等を活用し、避難所での感染症対策の内容と避難者自身の感染症予防対策の必要性について、周知・啓発を行う。

なお、自然災害と感染症に同時に対峙する局面においては、以下の点に心掛けた広報内容とする。

＜自然災害と感染症に同時に対峙する局面における広報＞

- ①感染を恐れ避難所への避難を躊躇することの無い様、避難所での感染症対策の取り組みを明確に伝える。また、対策への協力と理解を求める。
- ②一人ひとりが避難所でも日常生活と同様に、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」に準じた取り組みを実践する必要があることを伝える。
- ③避難所では感染リスクがあることを伝える。
- ④自然災害に対しては、「自分の命は自分で守る」、感染症に対しては、「うつらない、うつさない」といった一人ひとりの行動が重要であり、その事が自分と周りの方の命を守ることになることを伝える。

(具体的な周知内容)

### (1) 避難所での感染症対策の取り組み

- 【対策区分3】の内容を事前に周知し、協力と理解を求める。

### (2) 避難前の健康状態の確認

- 避難前に健康状態を確認するための検温を依頼する。  
また、発熱等の風邪症状がある場合は、①避難所内の専用スペースに避難すること、②避難所の受付で申し出ることの周知を図る。

### (3) 感染症対策として必要となる物の持参

- 一人ひとりが感染症対策に取り組む重要性を記載し、感染症対策として、特に持参を依頼する物を明記する。

＜全員が持参するもの＞

- |           |                    |             |
|-----------|--------------------|-------------|
| ①マスク      | ②体温計               | ③石鹸又はハンドソープ |
| ④タオル・ハンカチ | ⑤上履き（スリッパや体育館シューズ） |             |
| ⑥筆記用具     | ⑦飲料水と軽食            | ⑧毛布や上着など    |

＜体調不良の方は必ず持参するもの＞

- |           |        |
|-----------|--------|
| ⑨常備薬とお薬手帳 | ⑩健康保険証 |
|-----------|--------|

- 感染症対策としての持参物の依頼にあわせ、非常持出品の準備の啓発を行う。

### (4) 避難所以外への避難の検討

- 避難先は、小中学校や公民館など市が設けた避難所だけではなく、安全な親戚や知人の家などへの避難の検討を依頼する。
- 自主防災組織や自治会等が開設する自主避難所についても、広報誌等に掲載する避難所で

の対策（【対策区分3】）を参考にすよう周知する。

- 在宅避難と車中避難については、感染症対策として有効であるものの、一方でリスクが潜んでおり、安易な周知は行わない。

ただし、感染症の流行度合や関係機関の動向等に応じて周知するか検討を行う。

## 5. 庁内での事前準備

災害発生時の初動期における避難所の開設・運営（【対策区分1～3に該当】）が迅速かつ適切に実施できるように下記の準備を行う。

準備項目	災害対策本部 担当班
(1) 衛生用品の備蓄	災害対策班（危機管理課）、保健班（健康医療課）
(2) 避難所運営用具の準備	災害対策班（危機管理課）、厚生班
(3) 関係機関との事前調整・要請等	災害対策班（危機管理課）
(4) 施設利用方法の作成	各施設担当課
(5) 避難所運営手引き（仮称）の作成	災害対策班（危機管理課）
(6) 避難所運営職員への説明会の開催	災害対策班（危機管理課）、保健班（健康医療課）
(7) 避難所の事前確認	厚生班

（準備項目の内容）

### （1）衛生用品の備蓄

- 感染症対策として、以下の衛生用品の備蓄に取り組む。

<24避難所 共通の衛生用品>

対象衛生用品	目標数量	積算根拠
マスク	38,000枚	R5.11末の井原市人口37,489人×1枚、市職員約400人（組合、病院職員除く）×1枚
非接触型体温計	24本	24避難所×1本
次亜塩素酸水（500ml）	144本	24避難所×2本×3日間
除菌シート	8,640枚	24避難所×120枚×3日間
使い捨て手袋	3,600枚	24避難所×50枚×3日間
ゴミ袋	120枚	24避難所×5枚
雑巾	120枚	24避難所×5枚
ハンドソープ	90ℓ	1,500人避難×10回×2ml×3日間
手指消毒液	135ℓ	1,500人避難×10回×3ml×3日間

（補足）

24避難所＝全25避難所の内、ジャンボ井原店を除く避難所数

3日間＝受援までの日数

1,500人≒H30.7月豪雨災害ピーク時の避難者数1,436人

10回＝1人あたり1日10回使用で換算

2ml＝1人あたり1回の使用量

3ml＝1人あたり1回の使用量

## (2) 避難所運営用具の準備

準備する運営用具	災害対策本部 担当班
筆記用具(鉛筆)などの事務用品一式	災害対策班(危機管理課)、厚生班
受付票	災害対策班(危機管理課) ※避難者名簿の項目を設ける。
避難者名簿一覧表	災害対策班(危機管理課)

## (3) 関係機関との事前調整・要請等

関係機関	内 容
学校施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所になる学校施設に対し、避難者数に応じ、体育館以外の開放を要請する。</li><li>・開放する順番を記載した学校施設利用計画の提出を依頼する。</li><li>・体調不良者の専用スペースの確保を要請する。</li><li>・災害発生時の避難所開設・運営への協力を要請する。</li><li>・施設管理者等不在時の対応方法について協議する。</li></ul>
公共施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所となる公共施設に対し、避難所として開放するスペース及び体調不良者の専用スペースの選定を依頼する。</li></ul> <p>※対象：芳井生涯学習センター、井原市立高等学校、井原市民体育館、地場産業振興センター、美星公民館</p>
災害協定先	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害協定先に対し、要請に基づく避難所の開設を依頼する。</li><li>・感染症対策として、以下の内容を説明する。<ol style="list-style-type: none"><li>1) 市の配置職員数、連絡体制について</li><li>2) 市の持参物(マスク、体温計、手指消毒液等)について</li><li>3) 体調不良者が避難した場合や避難中に体調不良となった者が現れた場合の対処方法について</li></ol></li></ul> <p>※体調不良者は、協定先には滞在させず、市が開設している近接の第1次・第2次開設避難所の専用スペースに移動させる。</p> <p>なお、移動は、原則、協定先の避難所に配置している職員や厚生班、保健班で行うが、体調不良者本人で移動できる場合には、本人に依頼する。</p>



#### (4) 施設利用方法の作成

作成者	内 容
学校施設	<ul style="list-style-type: none"><li>学校施設利用計画に以下の内容を追記する。<ol style="list-style-type: none"><li>1) 体育館以外のスペースの開放の順番。</li><li>2) 体調不良者の専用スペースが確保されていない学校は、専用スペースの追記。</li></ol></li></ul>
公共施設	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の平面図に次の内容を記載する。<ol style="list-style-type: none"><li>1) 開放するスペースと開放の順番。</li><li>2) 体調不良者の専用スペースの記載。</li></ol></li></ul> <p>※対象：芳井生涯学習センター、井原市立高等学校、井原市民体育館、地場産業振興センター、美星公民館</p>

#### (5) 避難所運営手引き（仮称）の作成

- 配置する職員用に、避難所での感染症対策の徹底（【対策区分3】）の内容や運営上の注意点等を記載した運営手引き（仮称）を作成する。

#### (6) 避難所担当職員への説明会の開催

- 避難所運営手引き（仮称）により、避難所における感染症対策についての説明会を開催する。

#### (7) 避難所の事前確認

- 厚生班は、入室前の体調の聞き取りと検温の実施場所の選定、体育館の設備や体育館以外の開放スペース等について事前確認を行う。
- 第1次・第2次開設避難所となる公共施設の担当課職員は、入室前の体調の聞き取りと検温の実施場所の選定を行う。

## 6. 災害発生時の対応

避難所での感染症対策が適切に実施できるよう下記の対応を行う。

(具体的な対応)

### (1) 避難所の状況把握と報告

●下記のとおり、避難所の状況把握と報告を行う。

①各避難所担当職員⇒厚生班

●各避難所に配置された厚生班職員は、基本1時間おきに、下記の項目を厚生班に報告する。

- 1) 避難者数
- 2) 避難スペースの余剰
- 3) 体調不良者の有無

※厚生班が配置されない公共施設については、所属する部に同様の報告を行う。

②厚生部⇒災害対策本部

●厚生班は、各避難所の状況を取りまとめ、厚生部の連絡員等を通じ、災害対策本部に報告する。

※厚生班が配置されない公共施設については、所属する部単位で同様の報告を行う。

### (2) 災害対策本部の対応

●災害対策本部は、避難スペースの余剰が少なくなった避難所が発生した場合、避難者の受入れのため、①第2次開設避難所等の新たな避難所の開設と対応に伴う他班からの避難所運営への応援職員の増員、②近接の第1次開設避難所への誘導を検討し、必要な対策を講じる。

### (3) 保健班の対応

●体調不良者が避難した場合、該当の避難所を巡回する。

【対策区分1. 2】で開設対象となる避難所一覧

【1】第1次開設対象の避難所

地 区	施 設 名 ※は指定避難所を兼ねる施設	備 考
井原地区	※ 井原小学校	
出部地区	※ 出部小学校	
高屋地区	※ 高屋中学校	
大江地区	※ 大江小学校	
稲倉地区	※ 稲倉小学校	
木之子地区	※ 木之子小学校	
県主地区	※ 県主小学校	
荏原地区	※ 荏原小学校	
野上地区	※ 野上小学校	
青野地区	※ 青野小学校	
西江原地区	※ 西江原小学校	
芳井地区	芳井体育館	
美星地区	※ 美星小学校	
小計		13 施設

【2】災害協定に基づく民間の避難所

地 区	施 設 名	備 考
井原地区	県立井原高等学校	
出部地区	ジャンボ井原店 3階・屋上駐車場	駐車場のため職員配置なし
	(株)イズミゆめタウン井原店 3階倉庫	
西江原地区	興譲館高等学校 体育館	
芳井地区	JA 晴れの国岡山井原芳井支店 2階・3階	
	富士パークライト(株)芳井工場 2階食堂	
小計		6 施設

【3】第2次開設対象の避難所

地 区	施 設 名 ※は指定避難所を兼ねる施設	備 考
井原地区	井原市立高等学校	施設担当課職員配置
出部地区	※ 井原市民体育館	施設担当課職員配置
	アクティブライフ井原	施設担当課職員配置
	地場産業振興センター	施設担当課職員配置
芳井地区	※ 芳井小学校	
美星地区	美星公民館	施設担当課職員配置
小計		6 施設

合計 【1】 + 【2】 + 【3】 25施設